

お知らせ

不審火が発生しています



危険物安全週間

『危険物 無事故のゴールは 譲れない!』(統一標語)

「危険物安全週間」は、平成2年消防庁が制定し、毎年6月の第2週(日曜日から土曜日までの1週間)に各種行事を実施します。

石油類をはじめとする危険物は、事業所などにおいて幅広く利用され、私たちの生活に深く浸透し、その安全確保の重要性は増大しています。そのため、事業所で自主保安体制の確立を呼び掛け、危険物に対する意識の高揚と啓発を図ります。

期 間 6月5日(日)~6月11日(土)

身近な危険物 私たちの生活の中で危険物は、ガソリン・灯油・軽油といった自動車用・暖房用燃料をはじめ、化粧品、医療品などに含まれています。危険物は、私たちの生活に無くてはならない身近で便利なものとなっていますが、1つ取り扱いを間違えると一瞬にして大事故につながります。正しい知識を持ち、正しい取り扱いをしてください。

火災予防上の注意事項

付近で火気を使用しない。

容器は地震などで容易に転倒、転落しないような措置をする。

風通しのよい場所で保管する。

蒸気の発散を防ぐためにふたは必ず密栓する。

問い合わせ先 知多中部消防本部予防課 ☎(21)491

電子メール yobou119@cac-net.ne.jp

H P <http://www.cac-net.ne.jp/chitachu/>

- ・ 知多中部管内で不審火が発生しています。放火を防止するには、地域の連帯を深め、放火されない環境をつくるのが大切です。
- ・ 放火されない環境とは
- ・ 家の周りに燃える物を放置しない
- ・ 門灯、玄関灯の照明を点灯し、家の周りを明るくする
- ・ 玄関、物置、車庫の施錠を確実に
- ・ 新聞、洗濯物を取り忘れない

不法滞在・不法就労防止にご協力を

外国人の雇用に当たっては「パスポート」「外国人登録証明書」「就労資格証明書」で「在留資格」や「在留期間」を確認し、適法に働くことができる外国人であることを確認してください。

留学生や就学生については「資格外活動の許可や内容」を確認してください。

外国人登録証明書の在留資格欄が赤字で「在留資格なし」となっているのは、不法滞在者である場合があります。

就労が認められない外国人を雇用することのないようにしましょう。

問い合わせ先 半田警察署

☎(21)0110

六月は「外国人労働者問題啓発月間」です

厚生労働省・愛知労働局・ハローワークでは、外国人労働者の適正な雇用と労働条件の確保および不法就労の防止について、事業主の方をはじめ広く県民の皆さんに一層の理解と協力を求めるため、六月を「外国人労働者問題啓発月間」と定め、集中的な啓発活動を行っています。

外国人の雇用については、次のことに注意してください。

- ・ 外国人の就労は、就労可能な在留資格を持つ在留期間内の者に限り認められています。
- ・ 外国人労働者も日本人と同様に労働基準法を始めとする労働関係法令が適用されます。
- ・ 平成十九年十月の法令改正から外国人労働者を雇用または離職の際には、外国人労働者の氏名、在留資格、在留期限、国籍などを確認し、ハローワークに届け出ることが義務付けられています。

労働条件の確保など適切な雇用管理に努めていただくため、厚生労働省が策定した「外国人労働者の雇用管理の改善等」に関して事業主が適切に対処するための指針により雇用管理、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

問い合わせ先

半田公共職業安定所求人企画部門

☎(21)0367

愛知県労働局職業対策課 ☎05

2(219)5508